**令和７年度 中野区地籍調査技術専門員（会計年度任用職員）募集要項**

令和７年１０月１日

都市基盤部道路管理課

１．採用職種及び応募資格等

1. 採用職種・採用数・勤務場所・勤務態様及び勤務条件

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 採用職種 | 採用数 | 勤務場所 |
| 地籍調査技術専門員 | １名 | 中野区役所本庁舎等  (中野区中野四丁目１１番１９号) |
| 勤務態様・勤務条件 | | |
| 月１６日勤務  　・原則、土曜日、日曜日、祝日を除く月曜日から金曜日  　・午前８時３０分から午後５時１５分（実働７時間４５分）  ・各月の勤務日等は別途指定します | | |

1. 仕事内容

地籍調査に関する以下の業務

・地籍調査の実施に関すること

・地籍調査に伴う窓口対応等の事務補助に関すること

1. 任用期間

令和７年１２月１日から令和８年３月３１日まで

1. 応募資格

地方公共団体において地籍調査、道路境界確定、道路台帳整備等に関する事務に５年以上従事した経験を有する者又は測量士の資格を有する者で次の全てに該当する方

* 1. 地籍調査の職務を遂行するための専門的技術及び知識を有している方
  2. パソコン（ワード、エクセル、メール）の基本操作ができる方
  3. 職務を行うに適する健全な心身を有している方
  4. 欠格条項※（地方公務員法第１６条　最終頁に掲載）に該当しないこと

２．選考

（１）第１次選考

|  |  |
| --- | --- |
| 書類選考 | ・下記３に掲げる応募書類により書類選考を行います。  ・応募書類は返却しません。また、応募書類は今回の選考にのみ利用し、その他の目的には利用しません。 |
| 合格発表 | 令和７年１０月上旬。合否に関わらず郵送又はメールで結果を通知予定。 |

（２）第２次選考

|  |  |
| --- | --- |
| 日時・場所 | 令和７年１０月中旬（区が指定する日時）。中野区役所本庁舎 |
| 面接選考 | 職務遂行能力及び業務に対する適性、並びに道路現況調査技術専門員として必要な知識等について個別面接を行います。 |
| 合格発表 | 令和７年１０月中旬。合否に関わらず郵送又はメールで結果を通知予定。 |

３．応募書類・応募方法・応募期間

|  |  |
| --- | --- |
| 応募書類※ | ・中野区地籍調査技術専門員（会計年度任用職員）採用選考申込書 |
| 応募方法・期間 | ・郵送の場合は、封筒の表面に「地籍調査技術専門員採用選考申込書在中」と赤字で明記し、必ず簡易書留により郵送してください。（簡易書留によらないものの事故等は責任を負いません。）  令和７年１０月１日（水）～令和７年１０月７日（火）必着  ・持参の場合は、下記の表の受付場所で定められた曜日・時間で受け付けます。  ・メールの場合は、下記の表のアドレス宛てに送付して下さい。  　受付期限は令和７年１０月７日午後５時です。 |

　※中野区地籍調査技術専門員（会計年度任用職員）採用選考申込書については、中野区役所ホーム

ページからダウンロードできます。

|  |  |
| --- | --- |
| 送付先・受付場所 | 持参受付曜日・時間 |
| 〒１６４－８５０１　中野区中野四丁目１１番１９号  都市基盤部　道路管理課　道路境界係（９階）  メール：dorokyokai@city.tokyo-nakano.lg.jp | 土曜、日曜、祝日を除く毎日、午前９時から午後５時まで。 |

４．報酬等

月額　２８１，６８２円

・社会保険料、雇用保険料本人負担額および源泉徴収所得税が差し引かれます。

・その他に期末手当、交通費（上限あり）を支給します。

５．休暇・福利厚生等

・年次有給休暇、慶弔休暇等が付与されます。

・社会保険（健康・介護・厚生年金保険）及び雇用保険の適用を受けます。

・年１回、一般的な健康診断が受けられます。

６．問合せ先

|  |  |
| --- | --- |
| 採用や業務内容について | 中野区都市基盤部　道路管理課　道路境界係  電　話：０３－３２２８－５５２５　　担当：野口  メール：dorokyokai@city.tokyo-nakano.lg.jp |

※欠格条項（地方公務員法第１６条）

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

1. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第６０条から第６３条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者